

令和3年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月15日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月15日 午前9時00分宣告（第4日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	総務課長	戸谷 政司
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長 兼 保 険 医 療 課 長	不破 生美
		子 ど も 長 課	舘林 久美	健 康 推 進 課 長	小澤 有加
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光		
	消 防 本 部	消 防 長	黒川 康治		
教 育 委 員 局 会 事 務	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 追加日程第1 議案第53号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第2 議案第49号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第51号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 議案第52号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第6 発議第6号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について
- 日程第7 発議第7号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について
- 日程第8 発議第8号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について
- 日程第9 発議第9号 ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書の提出について
- 日程第10 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第11 議案第53号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和3年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力のほど、よろしくお願いたします。

議員タブレット及び理事者の皆さんのお手元に、発議第5号、発議第6号、発議第7号、発議第8号及び発議第9号の意見書提出議案、総務民生常任委員会審査報告書、議会運営委員会報告書が配付されてあります。

議員の皆様にお願があります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々から誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしくお願いたします。

傍聴される皆様にもお願を申し上げます。議会を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力をよろしくお願いたします。

また、開会日より新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきましたこと、感謝申し上げます。本日も、議員、理事者の皆さんが発言される際には、マスクまたはフェイスシールドを着用した上で、お手元のマイクを適切に使用してご発言をお願いたします。

なお、登壇する議員の交代時には、暫時休憩といたしまして、消毒の措置を取らせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は14名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12月10日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る12月10日金曜日に開われました令和3年第4回12月定例会の第2回議会運営委員会に対する報告をさせていただきます。

まず、1番としまして、意見書の審議、採決結果についてです。

採択することになった意見書、ア、義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書。イ、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書、ウ、国の私学助成の拡充に関する意見書、エ、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書、オ、ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書。

2、継続審議とすることになった意見書、ア、新型コロナウイルス感染症にかかわる医

療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書（国宛）、イ、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書（愛知県宛）、ウ、障害職場への一人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める意見書、エ、消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書。

3番です。不採択とすることになった意見書です。ア、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書、イ、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書、ウ、75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画中止を求める意見書、エ、国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げや出産手当・傷病手当の予算措置を行うことを求める意見書、オ、年金の引き下げの中止、安心できる制度を求める意見書、カ、介護保険制度の改善を求める意見書、キ、18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書、ク、障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書、ケ、福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書、コ、愛知県独自の国民健康保険への支援を求める意見書、以上であります。

2番としまして、令和4年第1回3月定例会の日程についてです。

別添資料1をご覧ください。

2月25日金曜日、議会運営委員会、そして、3月2日木曜日、開会、全員協議会、4日、全員協議会、そして、3月8日火曜日、常任委員会、3月10日木曜日、代表質問、11日金曜日、一般質問、14日月曜日、一般質問が入っておりますが、これは後で説明させていただきます。それから、16日水曜日、予算審議、17日木曜日、予算審議、23日水曜日、閉会ですね。以上となります。

それでは、3の行政報告についてであります。

1、理事者より、最終日の冒頭で、損害賠償（交通）請求事件について報告したいとの申し出がありました。

2、初日に可決された一般会計補正予算（第6号）の子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）に関して、状況が変わってきているので、最終日に民生部長からの現状報告をしてもらうことになっております。

次に、4、その他です。

1番としまして、3月議会議案説明会の開催について、日時としまして、令和4年2月18日金曜日午前9時から、場所は3階議事堂になります。

先ほどの2番としまして、代表質問と一般質問を行うことについて提案があり、協議した結果、別添資料2のとおりとなりました。

資料2をご覧ください。

代表質問と一般質問を行うことについての協議結果であります。

1としまして、町長の所信表明または施政方針がある定例会においては、代表質問と一般質問の両方を行うこととする。1、質問の1日目に代表質問を行い、2日目に一般質問を行う。3日目に予備日を設ける。2としまして、1日目、代表質問が終了した後に引き続いて一般質問を行うことはしません。そして、3番、代表質問は各会派の代表者1名が行う。4としまして、代表質問を行う人は一般質問を行うことはできない。5としまして、2名以上の会派においては、代表質問を行わない人は一般質問を行うことができる。6、無会派は一般質問を行うことができる。7、一般質問の質問数は1人1問とする。

2としまして、町長の所信表明または施政方針が行われない定例会においては、一般質問のみを行うこととする。このときは、質問数は1人2問まで可とする。

3、この取り決めは令和4年第1回3月定例会から適用する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

次に、3の意見書提出期限、議運の前日正午までの再確認をしました。

4の一般質問の際の議員提出参考資料について、質問1日目の前々日（土日を除く）の正午までに議会事務局に電子データを提出する。質問当日にパネルを使用する議員は、あらかじめ分かっているならば、通告書にその旨を記載する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

それでは……

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ただいまの運営委員長の報告に対しまして、少し不明なところがありますので、お聞きをしたいと思います。

2ページ目のその他の3番に、意見書の提出期限ということで、再確認をしたというふうな項目がありますが、意見書の提出について、何か問題があるというふうには思っておりませんので、どうして再確認をされたのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○議会運営委員長 吉田正昭君

それでは、お答えさせていただきます。

ただ単純に、議運の流れの中で、このように会話が、会話といえますか、話がありまして、それで、ここでもう一度再確認をしようかという話になって、他意はありません。

以上です。

○9番 中村英子君

問題が、今のご説明ですと、別に他意はないけれども、単純に再確認しようといつて、何

いかにもちょっと軽いお話ではありますが、少し背景について、私、ちょっとお伺いしたいし、私が感じたことで、これでいいのかなというところをちょっと聞きたいんですね。

この意見書のところで、私がちょっとお話をさせていただいたことがあります。ある意見書に対して、議会全体として、こんなふうなことはどうだろうかというようなお話をさせていただきました。といいますのは、議会というのは、物事の流れどおりにやっているということだけではなくて、大変、生き物という側面があります。議会が生き物でありますので、私は、あるときやある場面においては、議会全体として、このことはこうしたらいいのではないだろうかとか、ああしたらいいだろうかとか、そういう話が出るのがあって、またそれが、出るのが当然だというふうに思っているわけですね。

今回、そういった視点で私は話をしたんですね。そういう視点で、個人のレベルということを超えて、全体として、こういう取り扱いもあるのではないかなという話をさせていただきました。その話をさせていただいたことが、多分これ、きっかけになったとは思いますが、私としては、この文章を読みますと、今、委員長、別に他意はない、何か理由をはっきり言わずに、ただこうしただけと。ちょっとこれは、受け取る側としては、何のことだろうと思わざるを得ないんです。

私の立場としては、そういう話をしたことがこれにつながったのではないかなと思うんですけれども、こういう話をしたこと自体を、いかにもルール違反であるというような感じに受け取れるわけです。ルール違反があったからこれを再確認したというふうに受け取られるわけです。こういう、受け取られるようなことですよ、決めつけられているというような感じがするわけです、話をしたことだけがルール違反的に受け止められているというふうに、この1、2行からは感じられるわけです。

これは、少し取り扱いが軽かった、今言ったみたいに他意のないことを単純にあげたかもしれないですけれども、受け取る側としてはそういうふうに受け取らざるを得ませんので、そのことについて少しちょっと考えがどうだったのかなと思いますので、その点の関係とか影響については、どのように委員長思っておられるでしょうか。

○議会運営委員長 吉田正昭君

私の前の議運の委員長は中村さんでありまして、議運の委員長の手本としては、中村さんを目標にしております。そして、今回、ルール違反とかいろんなことがあるようなことは、私は毛頭も考えておりません。ただ、先ほど言いましたように、流れの中でこの言葉が出ましたので、これをただここに記載させていただいたということで、先ほど言いましたように何の他意もなく、私としては非常に問題になるようなことじゃないというふうに考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

そう言われると答えようが。上手だねと。そう言われると答えようもないですね。

ですので、じゃ私、ちょっとお願いしておくんですけども、議会っていろんな場面で、個人を超えたレベルのこともあるだろうし、今までの流れをこういうふうに変えたほうがいいのではないかというようなことの見もたくさん出るし、また出ないといけないということでもありますので、そういうような観点から幅広く話を聞きながらやっていただきたいと。そんなことで、まず申し上げておきたいと思います。できれば、このような一文は、あまりにも単純なことであつたとしたら、挙げないでいただいたほうがよかつたかなと、そういうことでもあります。

今、ちょっとくどいようですけども、委員長の話を聞くと、ちょっと反論しにくいんですけども、もし話をそういうことでさせていただきただけで、ルール違反というふうに決めつけられたというふうを受け取れると、話をしちゃいけないんだ、いけないというふうなことまでちょっと飛躍してしまいますので、こういう状況があるということはやはりよくないかと思しますので、今後の参考にしていただけたらありがたいと思いますので、お願いします。

以上です。

○議会運営委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

私も開かれた議会を目指しておりますので、今後ともいろんなアドバイスをいただけたらというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、この件はこれでいいですかね。

(発言する声なし)

それじゃは、この件はこれで終わらせていただきます。

それでは、本会議を一旦休憩いたしまして、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

吉田正昭委員長、よろしく願いいたします。

○議会運営委員長 吉田正昭君

それでは、委員の皆さんは議会運営委員会を開催いたしますので、協議会室へお集まりいただきます。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、本会議は暫時休憩いたします。よろしく願いします。

(午前9時21分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時40分)

○議長 佐藤 茂君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。
議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

それでは、報告させていただきます。

先ほど、第3回議会運営委員会を開催しました。この件についてですが、今、皆さんのタブレットにも配信されたと思いますが、追加議案として議案第53号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）」について、事務局長から説明がありました。そして、この案件については本日の冒頭で議案上程し、提案理由の説明の後に暫時休憩として、全員協議会を開催します。その後に本会議を再開し、追加日程により審議、採決いたします。

そして、先ほど報告させていただきました民生部長からの行政報告なのですが、内容は全員協議会での説明と重複するので、取りやめとします。

以上であります。よろしく願いいたします。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

それでは、ここで消毒作業のため、暫時休憩といたします。

(午前9時42分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時43分)

○議長 佐藤 茂君

理事者から行政報告の申し出がございましたので、これを許可いたします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、議長のお許しをいただきましたので、損害賠償（交通）請求事件についてご報告をさせていただきます。

先週の議会運営委員会におきまして、事件の概要についてご報告をさせていただきましたとおり、平成30年6月9日に錦三丁目におきまして、町道の陥没部分に原動機付自転車がはまり、転倒する事故が発生をしました。その後、相手方と補償交渉を行ってまいりましたが、合意に至らなかったことから、相手方が提訴を行いました。これを受けまして、今後、裁判に着手してまいりますので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第1 議案第53号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第53号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）」。

令和3年度蟹江町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億3,827万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月15日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをお願いいたします。

急きよ、上程させていただきます今回の補正案につきましては、国の方針の変更を受けまして、子育て世帯を支援するための給付金をいち早く一括支給するため、初日に議決いただきましたものに、先行給付金に加えまして、生活支援をする給付金を計上させていただくものでございます。

歳入の補正でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額が2億6,750万円でございます。

説明欄といたしまして、子育て世帯等臨時特別支援事業事業費補助金でございます。

以上が歳入補正でございます。

続きまして、歳出、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出の補正でございます。

3款の民生費、2項児童福祉費、9目子育て世帯等臨時特別支援事業費、補正額が歳入額と同じく2億6,750万円でございます。

内訳といたしまして、子育て等臨時特別支援事業給付金でございます。こちらのほうは、事務費を除いた純粋な給付金のみの今回は計上でございます。

なお、事業の詳細につきましては、後ほどの全員協議会でお示しをさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上のとおり、提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とさせていただきます、直ちに全員協議会を開催いたします。今回の全員協議会は本議場で行います。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前9時48分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

○議長 佐藤 茂君

議案第53号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）」の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号は精読にしたいと思います。

これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

日程第2 議案第49号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 飯田雅広君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る12月7日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第49号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、蟹江町は現行で、出産育児一時金40万4,000円と産科医療補償制度の掛金1万6,000円を合算して42万円を支給するが、他の自治体では一括42

万円を支給するところもある。蟹江町は、なぜ分けて支給しているのか。また、産科医療補償制度の掛金はどこから出ているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、健康保険法施行令で出産育児金40万4,000円に掛金を加算すると規定されている。国民健康保険法では出産育児一時金を支払うとしか規定されていないが、蟹江町では健康保険法施行令に合わせる形を取っている。支給額42万円のうち、3分の2は町の一般会計から法定繰入金、3分の1は被保険者からの保険税で賄っているという内容の答弁がありました。

次に、出産育児一時金等の支給の条件はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、出産する母親が国民健康保険の被保険者であることが条件である。なお、他の健康保険から国民健康保険へ加入した場合、加入後6カ月以内の出産の場合は、前の健康保険からも出産育児一時金の受給対象となるが、重複受給はできず、どちらかの健康保険から受給するかを選択することになるという内容の答弁がありました。

次に、他の健康保険から国民健康保険へ切り替えた場合、6カ月以内の出産であれば、どちらかを選択するとの説明だが、国保財政の負担を考えた場合、他の健康保険に請求してもらった方がいいのではないか。件数はどれぐらいあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、被保険者に対して説明はするが、国民健康保険を選択した場合は拒むことはできない。このようなケースは年に数件あるという内容の答弁がありました。

次に、本来の産科医療補償制度の掛金と、町が支出する掛金の金額に差異がある。産科医療補償制度自体が差額分を負担しているが、なぜそのようなことができるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、国民健康保険、社会保険など、保険者からの掛金で制度が運営されているが、制度の適用件数が少なく、掛金に余剰金が発生するため、このような形になっているのではないかという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を終結し、討論を求めたところ討論もなく、議案第49号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で委員長報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

(午前10時13分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時14分)

○議長 佐藤 茂君

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 議案第51号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

何点か。今回3回じゃないんだね。

まず、1点目として、ちょっと歳入の面で、8ページ、9ページで消防費の県の補助金が47万6,000円あって、説明として、南海トラフの対策事業費補助金とあるんですけども、これ、具体的にどんな補助金なのかお願いしたいのと、まず2点聞いておくかな。

あと、10ページ、11ページの歳出の面で、保育所費の関係です。説明欄の保育所の人件費なんですけれども、今回マイナス補正になっているんですけども、1,125万円。これ自体、保育士の人数の、辞められたとかその辺の関係なのか、ちょっとお願いいたします。

○消防長 黒川康治君

ただいまご質問いただきました南海トラフの件でございます。

この補助金につきましては、消防団の安全のための防火衣と、あと、かっぱですね、雨がっぱ、台風とか大災害のときに着用します。そういったものを購入させていただきました。

以上でございます。

○子ども課長 舘林久美君

保育所の人件費のところなんですけれども、恐らく今年度、出産で育児休暇に入っていく職員が保育士職で6名ほどございました。それにより人件費が減少したものだと思います。

すみません、以上です。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問ございました人件費の件でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど子ども課長が申し上げたとおり、そういう事情もございますし、あと、予算を編成させていただいたときから、人事異動等で異動等もございますので、その関係で、人が替わったことによって人件費の入り繰りをさせていただいたというところのものでございますので。

例えば、給料の高い人間が違うところが変わって、安い人間が入ったとかいうところとか、そういう人事の入り繰りとかもございますので、そのあたりが影響して減額をさせていただいておると。人件費全体といたしましては、枠内でやらせていただいておりますというところなので、各項目によって増減はさせていただいておりますけれども、人件費全体では増減がないというところで整理をさせていただいておりますというところでございます。

○5番 板倉浩幸君

南海トラフ、何か南海トラフなの、その補助金が。ちょっと何か不思議に思うんだけど、それで消防団の雨がっぱで使ったということ。

あと、保育所の人件費、保育士で勤めておったけれども、よそへ部署が変わったとか、その辺の調整と、あと出産で休んでいて。実際、ちょっと聞きたいんですけども、今の答弁でいくと、子ども数で、保育士自体、今足りているの、蟹江町。その問題と、じゃ、出産して休んでいる間って、保育士足りなくなっちゃいますよね。その辺で、どうしているんですか。

○子ども課長 舘林久美君

現在の保育士の状況でございます。現在、保育士は、今年度については、産前産後休暇に入った職員に対しては、会計年度さんを臨時的に職員を採用するなどして充足させていただいております。

次年度につきましても、また同じように採用はさせていただく予定ですので、例えば保育士がもう一人いれば、あと3人、6人見られるという状況はあるんですけども、じゃ、実際にその方たちが本当に必要なのかどうなのかというところを考えると、ちょうど11月に申し込みがあって、利用調整をさせていただいたところなんですけど、今のところは問題なく運営できていけそうだなというところなんです。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今のところ、何とか。それはたくさん雇えば人数確保できると、そういうことはあるんですけども、今のところ、保育所の人数考えると、大体今は何とか足りているという認識でいいのかな。

(「はい」の声あり)

最後なんですけれども、今回、15ページにある、最初にも、初日に聞いたワクチンの接種

事業ありますよね。今、国のほうも、当初8カ月で、蟹江町の65歳以上対象者が2月からだという話も答弁あったんだけど、実際に今、前倒しの方向に何か6カ月も、新しい変異株、オミクロンだったっけ、その関係で、6カ月の前倒しも考えていってほしいというような答弁もあるんだけど、その点について、今のところ、蟹江町としてはどんな方法でやっていくのか、分かることだけでいいですので、お願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

追加接種の前倒しの件についてお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるように、総理はじめ、前倒しのご発言が先般、報道でもかなり出ているところがございますが、先ほどの給付金ではございませんが、正式な通知はまだ一つも来ておりません。

ただ、今日少し動きがあるかなと思っておりまして、国のほうの会議がございますので、明日あさってぐらいで、何か国から指示が来るかなというところで、6カ月の前倒しを前提に準備を進めております。例えば、国のほうで少し今お話が出ている高齢者施設の接種であるとか、あとワクチンの種類の問題もありまして、モデルナが今話題になっていると思うんですけれども、そのあたりのことも医師会の先生方とご相談しながら、先生方にご対応いただけるかどうかというところで調査をかけたという準備はさせていただいております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

まだ何とも、今日明日中にはもうちょっと方向性が出てきて、6カ月にするのか。6カ月になってくると、最初の対象者って今月じゃないですか。ちょっとそれだけ。

それとあと、初日にも中村さんから話があって、ワクチンの種類、ファイザーだかモデルナと。その辺もまだ具体的に、本当に、モデルナが入ってきそうな雰囲気もあるんですよ。蟹江町、集団接種や個別、ファイザーがほとんどですし、その辺実際、今の段階で、もうちょっと具体的に説明できることってありますでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

まず、6カ月の到来の日程についてですけれども、蟹江町の一般的ですが、高齢者の方を2回目の集団接種でさせていただいたのが6月16日になります。そこから計算すると、議員のおっしゃるように12月16日で6カ月が来ます。そのとおりです。なので、12月にすぐ打てるかということ、もちろんそうではないという状況ではあるんですけれども、なるべく、もし前倒しということになれば、早めに、接種券のほうの発送をもって、皆さんにはお知らせをしていきたいと思っております。

もう一つのモデルナとファイザーのところです。今、私どもが分かっていることといたしましては、モデルナの供給時期が一つ、一応1月末ぐらいに来るであろうということは分かっているんですけれども、供給量がどのくらいになるのかとか、ファイザーに対して、何割

ぐらいモデルナを使わなければ追加接種ができないのかというところが、まだ見えていないところです。

実は、モデルナの追加の承認が今日、国で審議会で検討されるところで、正式には今日、モデルナが追加接種で使えると決まるというような状況になっております。日本全体でモデルナが今どのくらいあるのかとか、契約量としては分かっているんですけども、まだ蟹江町にどれだけモデルナが来るのか、モデルナで皆さんに交差接種をお願いしないといけないのかというところが、少し見えてはいないんですけども、ただ、ファイザー100%でというところは難しいというところは想定をして、今準備をしております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

まだ準備で、いつでももうすぐ対応できる。今の答弁でいくと、最初に、1回目が始まったのが6月16日で、そうすると、もう明日なんですよ。前倒して準備も進めながらということで、接種券の発送はすぐにでも対応する準備ができているのか、それだけ最後をお願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

7末問題と言われました高齢者の皆様の接種券は、今まさに印刷中でございます。医療従事者さんは一部発送させていただいているんですけども、発送の見込みは、一応1月中旬をめどとして準備をしております。それを少しでも早められるかどうかというところで、ワクチンの供給量と先生方の接種の体制との兼ね合いで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他にございませんか。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩させていただきまして、開始は10時40分からということで、よろしくお願いたします。

(午前10時28分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 佐藤 茂君

日程第4 議案第52号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

ちょっと基本的な考え方を確認したいんですけども、まず、歳入で8ページ、9ページにあって、保険給付費等交付金の普通交付金ということで2,500万円あって、歳出の面で、10ページ、11ページで、高額療養費2,500万円の支出があるんですけども、そもそも高額療養費について、最終的に年度末に向けて、足りなくなって入れるという考え方でいいのか、ちょっとその点についてお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、板倉議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、高額療養費の支出見込みが予算よりも上回るであろうということが、今の状況であると考えられますので、まず歳出で2,500万円組ませていただきました。その財源につきましては、県のほうから頂く保険給付費等交付金の普通交付金のほうで全額賄われる形となりますので、歳入のほうで同額組ませていただきました。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

考え方は間違っていなかったかな。

最終的に、高額療養費についてなんですけれども、全くこれ、県からの支出金で賄われるんですよね、その確認だけ。全く蟹江町としては出すわけじゃなくて、県からの支出金で賄われる形でいいんですよね。ちょっとその確認をお願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

高額療養費も保険給付費の一部でございますので、県のほうから全額賄われるという形になってございます。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に。

(発言する声なし)

それでは、他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第5 発議第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

飯田雅広、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○8番 飯田雅広君

ご提案申し上げます。

発議第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年12月15日提出。

提出者、蟹江町議会議員、飯田雅広。

賛成者、同、安藤洋一、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、山岸美登利、同、石原裕介、同、伊藤俊一。

朗読をもって提案に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校

について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中でふれられるにとどまった。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならぬ大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

(午前10時48分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

○議長 佐藤 茂君

日程第6 発議第6号「沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

板倉浩幸君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○5番 板倉浩幸君

それではご提案申し上げます。

発議第6号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年12月15日提出。

提出者、蟹江町議会議員、板倉浩幸。

賛成者、同、山岸美登利、同、石原裕介、同、伊藤俊一、同、飯田雅広、同、安藤洋一、同、吉田正昭。

朗読をもって提案とさせていただきます。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書(案)。

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本町議会は下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

よろしくご審議のほうお願いいたします。

(5番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

これでまた、消毒のため、暫時休憩します。よろしくお願いいたします。

(午前10時55分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 佐藤 茂君

日程第7 発議第7号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

石原裕介君、ご登壇ください。

(3番議員登壇)

○3番 石原裕介君

発議第7号「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年12月15日提出。

提出者、蟹江町議会議員、石原裕介。

賛成者、同、伊藤俊一、同、飯田雅広、同、安藤洋一、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、山岸美登利。

朗読をもって提案させていただきます。

国の私学助成の拡充に関する意見書（案）。

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、昨年度、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この10年間で、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和3年12月15日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

（3番議員降壇）

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

ここでまた、暫時休憩とします。すみません、よろしくお願いします。

(午前11時01分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

○議長 佐藤 茂君

日程第8 発議第8号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○7番 伊藤俊一君

発議第8号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年12月15日。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、同、飯田雅広、同、安藤洋一、同、吉田正昭、同、板倉浩幸、同、山岸美登利、同、石原裕介。

朗読をもって提案とさせていただきます。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書(案)。

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

以上、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

（7番議員降壇）

○議長 佐藤 茂君

それでは、提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

また、ここで暫時休憩といたします。お願いします。

(午前11時08分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

○議長 佐藤 茂君

日程第9 発議第9号「ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

山岸美登利さん、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 山岸美登利君

発議第9号「ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年12月15日提出。

提出者、蟹江町議会議員、山岸美登利。

賛成者、同、石原裕介、同、伊藤俊一、同、飯田雅広、同、安藤洋一、同、吉田正昭、同、板倉浩幸。

朗読をもって提案とさせていただきます。

ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書(案)。

ヤングケアラーは、日常的な家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っていることから、本人の育ちや教育への影響が問題となっている。

こうした中、国は、本年3月に全国規模で行ったヤングケアラーの実態調査の結果を公表するとともに、本年5月には、厚生労働省と文部科学省が共同で設置したプロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーの早期発見・把握やスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を始めとする支援策の推進など、今後取り組むべき施策を取りまとめたところである。

ヤングケアラーが必要とする支援は、福祉、介護、医療、教育等、様々な分野に及ぶことから、こうした施策の推進においては、関係機関やNPO等の相互の緊密な連携が不可欠である。

また、ヤングケアラーは、家庭内のプライバシーに深く関わっていることや、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題が表面化しにくい傾向にあり、社会的認知度の向上を図り、ヤングケアラーの適切な支援につなげていかなければならない。

さらに、今回の調査で対象となった子どもは中学校と高等学校の2年生に限られているが、小学生や大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない

支援を検討していく必要がある。

よって、国におかれては、ヤングケアラーへの支援の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 ヤングケアラーへの支援施策を一体的、効果的に推進するため、福祉、介護、医療、教育等の関係機関やNPO等の連携強化を図ること。

2 ヤングケアラーの社会的認知度の一層の向上を図るため、広報啓発活動の充実、強化を図ること。

3 小学生や大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月15日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(1番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することにご異議ご

ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び審査に付することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、お諮りします。

精読になっておりました議案第53号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」をこの際、日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

追加日程第11 議案第53号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

それでは、討論もないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

それでは、ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

これで、本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和3年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午前11時16分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長 佐 藤 茂

7 番 議 員 伊 藤 俊 一

8 番 議 員 飯 田 雅 広